

# 協会けんぽ任意継続被保険者の加入手続きの流れ

詳しくは「[任意継続被保険者の手引き](#)」をご覧ください。

## 「資格取得申出書」の提出

退職日の翌日から **20日以内** に提出

《提出先》

東京支部へ郵送

東京支部窓口へ提出

都内年金事務所内協会窓口へ提出



## 「保険証」と「納付書」の到着

提出から1週間程度<sup>注</sup>で、ご自宅に「保険証」と「初回保険料納付書」が到着



## 初回保険料の納付

**納付期限**までに、コンビニや金融機関等で初回保険料を納付



## 2回目以降の納付書の到着

**毎月月初**に「保険料納付書」が到着



## 毎月の保険料の納付

**毎月10日までに**、コンビニや金融機関等でその月の保険料を納付

◆加入には2カ月以上の協会けんぽ加入期間が必要です。  
**退職日の翌日から20日を超えると任意継続での加入ができなくなります**のでお気をつけください。（20日目が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。）

◆被扶養者がいる場合は、**必要な添付書類（非課税証明書等）を添えて**提出してください。在職時にすでに扶養家族であっても改めて添付書類の提出が必要になります。詳しくは手引きをご覧ください。

◆手続き書類はお住まいの協会都道府県支部へ提出してください。（住民票の提出は必要ありません。）

◆在職中に使用していた保険証については、退職の際に会社へお返しください。

新しい保険証は、**後日郵送**にて送付となります。  
郵送による申出書の提出にご協力ください。

注：「1週間程度」は目安です。状況により前後することがあります。勤めていた会社から在職時の健康保険の**資格喪失届**が提出され、年金事務所での処理終了を確認した後に保険証を作成しますので、**送付が遅れることがあります**。  
また、保険料の支払いは協会窓口では行えません。

◆保険料は**資格を取得した月の分**から発生します。  
初めに納付していただく保険料が2カ月以上となる場合があります。

◆納付書には納付期限が記載されていますので、**必ずその期限までに**保険料を納付してください。

※ 期限までに納付いただけなかった場合、任意継続の資格自体が取り消されます。保険料の納め忘れにはくれぐれもご注意ください。

◆毎月10日が納付期限ですので、**必ずその期限までに**保険料を納付してください（10日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日が納付期限です）。

※ 期限までに納付いただけなかった場合は、納付期限の翌日付けで任意継続の資格を失うこととなります。保険料の納め忘れにはくれぐれもご注意ください。

◆お手元に納付書が届かない場合や届いた納付書を紛失した場合は再交付が必要ですので、速やかに当支部までご連絡ください。

「毎月送付される納付書で保険料を納める場合」を例示していますので、保険料の前納や口座振替による納付を希望される場合は、2回目の保険料納付以降の流れが異なります。  
その他、個別・具体的なお相談につきましては、お手数ですが当支部までお問い合わせください。

 全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ

〒164-8540  
中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス7階  
お問合せ先：03-6853-6111（代表）

＜ご注意＞

任意継続保険は原則2年間の加入となります。保険料等ご検討の上、ご加入手続きをお願いします。